

R5.9.12 居宅部会勉強会

障がい福祉サービスとは

各務原市基幹相談支援センターすまいる
主任相談支援専門員 伊藤 亜都子

各務原市基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの主な業務(障害のある方、疑いの方対象)

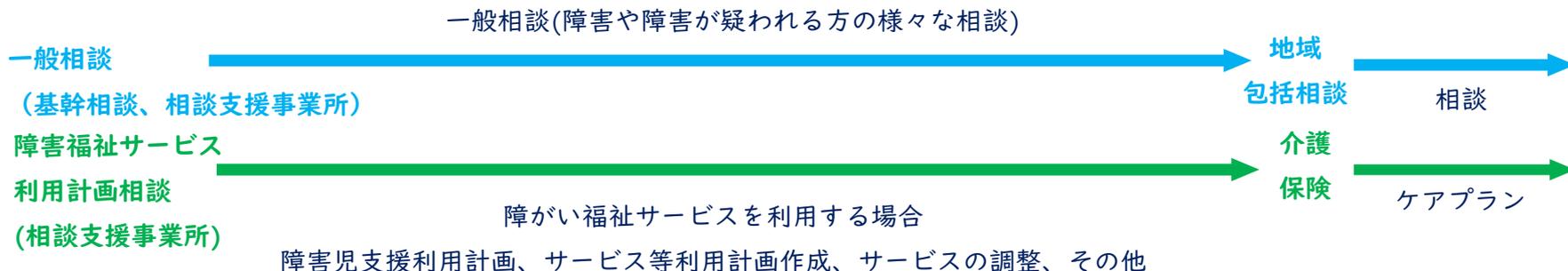
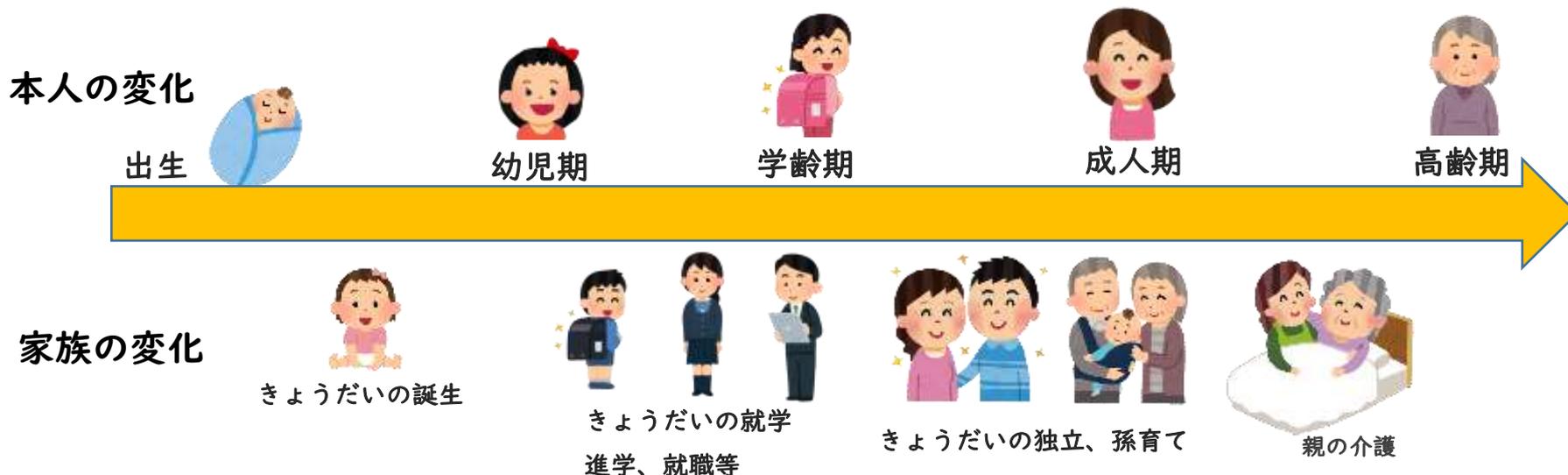
- ①総合相談・専門相談
- ②権利擁護・虐待防止
- ③地域移行・地域定着
- ④地域の相談支援体制の強化の取り組み

各務原市では…

- ・ 障害種別、年齢を問わず、相談受付。関係機関への連携。地域生活支援拠点コーディネーター配置。
- ・ 各務原市障がい者地域支援協議会事務局を市担当課と運営。
- ・ 虐待防止センター(虐待の通報受付、研修実施)。
- ・ 各務原市障がい者地域支援協議会にて事例検討、研修の実施。
- ・ 職員5名、各務原市役所内に設置。

障がい相談支援の役割、種類

●本人のライフステージと家族のライフステージ



介護サービスと障がい福祉サービスの利用対象者

人生において支援が必要な時は？



障がい診断なし			介護不要
			総合事業
			要支援
			要介護
障がい診断あり	障がい福祉サービス利用なし		介護不要
障がい児福祉サービス利用 →区分なしでも利用可	障がい福祉サービス利用→地域生活 支援事業のみ利用(区分なし)		総合事業
	自立支援給付利用(区分1~6あり)		要支援
			要介護

障害者手帳について

●身体障害者手帳

- ・視覚(1～6級)
- ・聴覚又は平衡機能(2～6級)
- ・音声言語(3～4級)
- ・肢体不自由(1～6級)
- ・内部(1～4級)

●療育手帳(A1～B2)

A1 (IQ20未満)

生活全般に常時支援が必要)

A2 (IQ35未満)

日常生活全般に常時支援が必要)

B1 (IQ50未満)

日常生活に支援が必要)

B2 (IQ70～75未満)

日常生活は可能)

*18歳以前に知的障害が発現

●精神保健福祉手帳(1～3級)

*手帳所持者でなくても自立支援医療の精神通院利用は可

障害者総合支援法とは？

目的・理念

障害者・障害児が他の国民と同じように、基本的人権が守られ、自立した社会生活を送れるように様々な支援をおこなう

障害の有無に関係なく個人として尊重

身近な場所での支援

社会生活をする上での障壁の除去

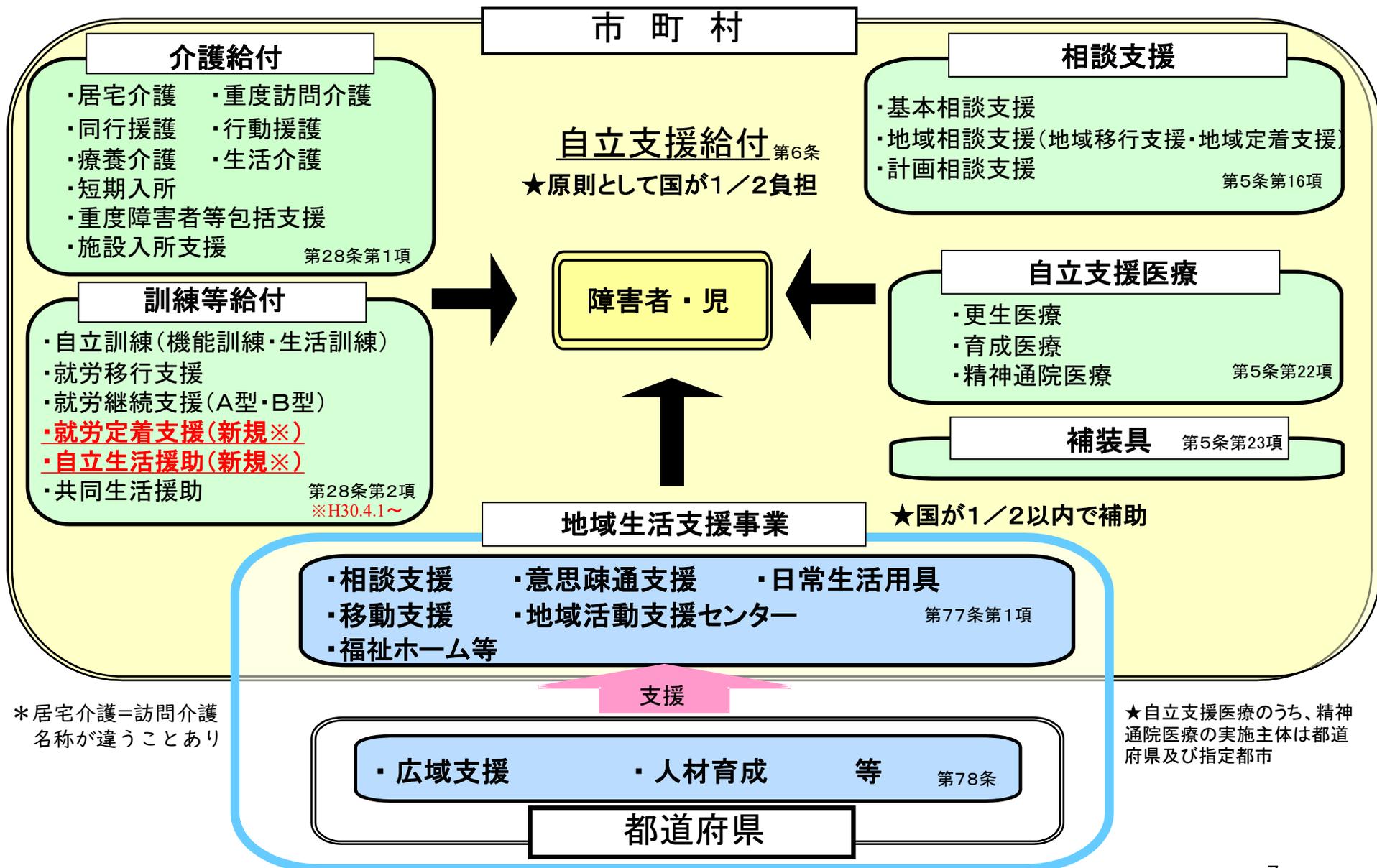
どこでだれと住むか決められる

社会参加の機会確保

などなど…

↓
共生社会の実現

障害者総合支援法の給付・事業



* 居宅介護=訪問介護
名称が違うことあり

地域生活支援事業等について

平成30年度予算額
493億円



令和元年度予算額
495億円

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

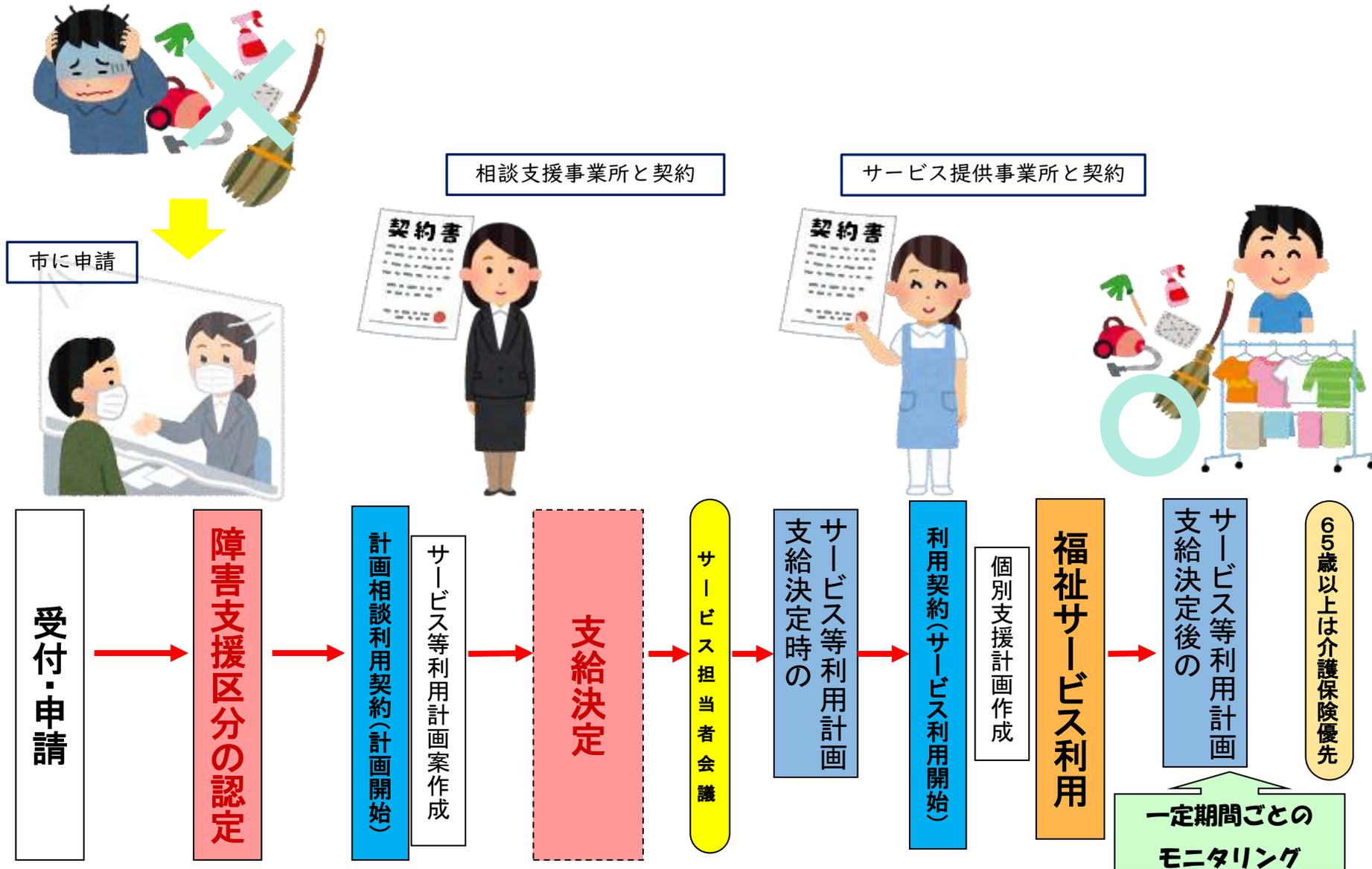
令和元年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 495億円 (平成30年度予算額) ○地域生活支援事業 441億円 (451億円) ○地域生活支援促進事業 54億円 (42億円)

事業内容

- **地域生活支援事業** (障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)
 - (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
 - ③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能
 - (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業 (事業の実施内容は地方が決定)
 - (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。
 - ・ 補助率 ※**統合補助金**
 - 市町村事業：国 1 / 2 以内・都道府県 1 / 4 以内で補助**、都道府県事業：国 1 / 2 以内で補助
- **地域生活支援促進事業** (平成29年度に創設)
 - 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。
 - ・ 補助率 国 1 / 2 又は定額 (10 / 10相当)

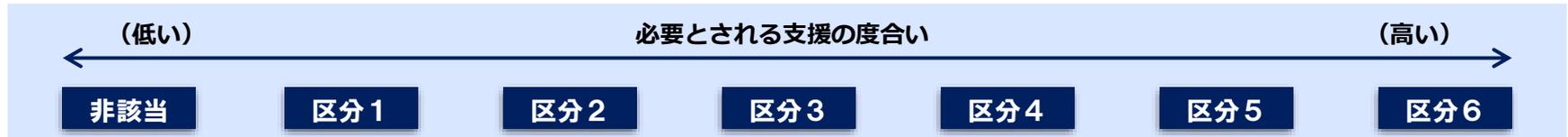
介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて



障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

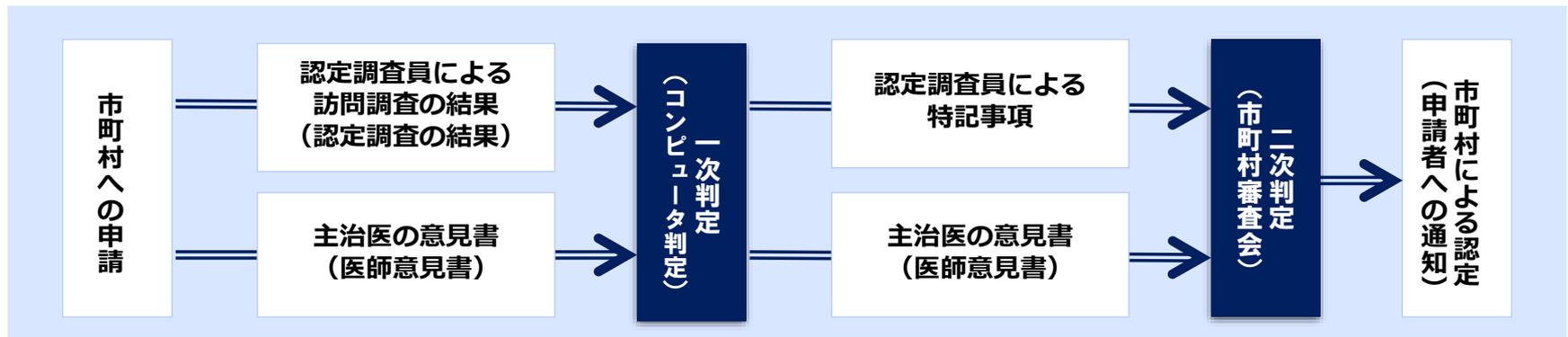
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。

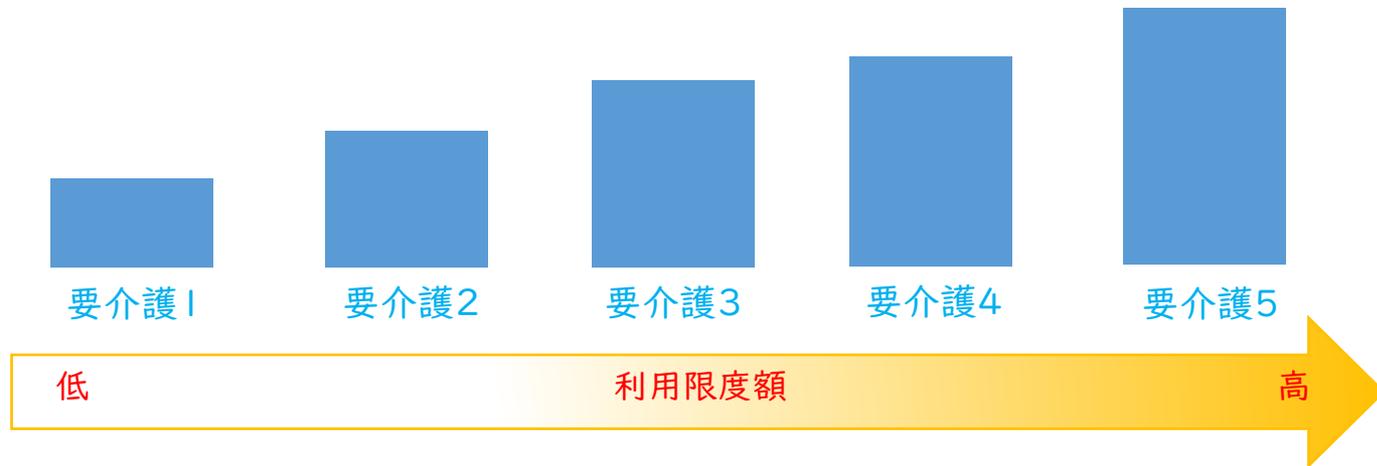


③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

介護度と障害程度区分について

要支援(1、2)、介護度(1~5)について

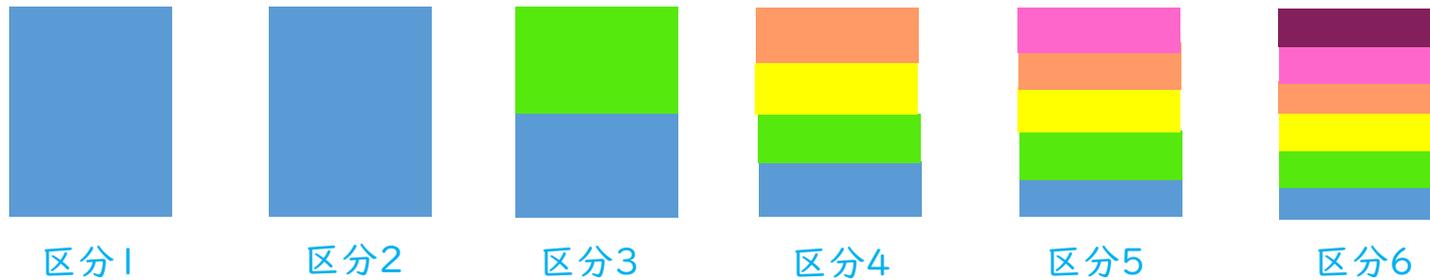


[留意点]

- ・ 要支援、介護度が低いと使えない介護サービスあり
- ・ 介護度によって利用限度額が異なる為、1割負担で利用できる介護サービスには制限がある

介護度と障害程度区分について

障害程度区分1～6段階



生活介護 →

施設入所、重度訪問介護、行動援護 →

療養介護 →

重度障害者等包括支援 →

[留意点]

- ・ 50歳以上は生活介護区分2以上、施設入所支援区分3以上で利用可
- ・ 訓練等給付は区分なし、介護給付については表記以外のサービスは区分1から利用可
- ・ 障がい福祉サービスの支給については利用量の上限はあるが、区分による上限は目安のみ

利用者負担について

<障害者の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く。 ^(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1)3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

(注3)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

<障害児の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象。 ※R1.10.1～幼児教育の無償化について、就学前の障害児の児童発達支援について実施予定。

<世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者氏名(児童氏名)	Hさん	障害程度区分	区分4	相談支援事業者名	B相談支援事業所
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	2020/〇/〇	モニタリング期間(開始年月)	7月より3ヶ月間は毎月 その後は3ヶ月に一度	利用者同意署名欄	
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	生活への不安をなくし、安心した生活を送りたい。				
総合的な援助の方針	支援者が近くにいることで、不安やわからないことがすぐに確認できるような環境を作る。 生活が安定することで、心を安定させ穏やかに暮らすことができる。				
長期目標	生活にルールを作り、安心して生活ができるようになる。				
短期目標	ヘルパーさんと一緒に家事を行うことで、家事に自信が持てる。				

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	ひとりであることと退屈がしたくない。ぼぶらで楽しく過ごしたい。	毎日通所し、気分を安定させ楽しく過ごすことができる。	12ヵ月	A生活介護事業所へ週5日、9時15分から5時まで通所する。 イライラすることなく、好きなミシンの仕事をする。	A生活介護事業所	バスの時間までに間に合うように用意する。 気分を安定出来るように、気分を変える努力をする	6ヶ月	
2	キッチンの掃除が上手にできない。いつもきれいにしたい。洗濯もののたたみ方がわからない。上手にたためるようになりたい。	ヘルパーさんと一緒に掃除をしながら、手順や方法を学ぶことができる。	6ヶ月	居宅介護(家事援助)週2回(各1時間) ・掃除 ・洗濯 ・調理	C事業所	ヘルパーさんと一緒に家事をする。	1ヵ月	初めての居宅介護利用の為、本人が相当緊張することが予想される。その為、最初は週一回より開始し、本人の様子を見ながら変更していく。また、内容についても随時確認していく。
3	衣類の片付けが上手にできない。上手に片付けができるようになりたい。 台所の棚の中の片付けができない。わかりやすく片付けができるようになりたい。	ヘルパーさんと一緒に片付けながら、片付けのルールを学ぶことができる。	6ヶ月	居宅介護(家事援助)週2回(各1時間) ・掃除 ・洗濯 ・調理	"	ヘルパーさんと一緒に家事をする。	1ヵ月	
4	味付けがこれでもいいのかわからない。いつも沢山作ってしまふ。自信を持って調理ができるようになりたい。	ヘルパーさんと一緒に調理しながら、調理に自信が持てるようになる。	12ヵ月	居宅介護(家事援助)週2回(各1時間) ・掃除 ・洗濯 ・調理	"	ヘルパーさんと一緒に家事をする。	1ヵ月	
5	イライラを少なくしたい。	呼吸法や体の力を抜くなど、気分を変える方法を学ぶことができる。	12ヵ月	イライラした時、パニックになりそうな時、生活介護事業所、居宅支援事業所、相談事業所職員と一緒に、気分の変え方の練習をする。	すべての担当者	気分を安定できるように気分を変える努力をする	6ヶ月	呼吸法、体の力を抜く、楽しいイメージを思い浮かべる等、パニックまで陥らないように、気分を変える練習への各支援者がアドバイスをっていく
6	病状を安定させ、発作なく安心して生活がしたい。	定期的な通院で、病状管理ができる。	1ヶ月	家族の支援で通院(月一回)医師による診察、服薬管理	夫 実家の母	薬を正しく飲む	1ヵ月	祖母の協力

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者氏名(児童氏名)	Hさん	障害程度区分	区分4	相談支援事業者名	日相談支援事業所
保護者氏名		本人との続柄	0		
障害福祉サービス受給者証番号	6064	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	0
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号	0		

計画開始年月 2020/〇/〇

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6.00	起床・夫の送り出し	起床・夫の送り出し	起床・夫の送り出し	起床・夫の送り出し	起床・夫の送り出し	起床・夫の送り出し		・居宅介護(家事援助) 火・金16:00~17:00 最小は様子を見ながら実施していく。
	洗濯	洗濯	洗濯	洗濯	洗濯	洗濯		
8.00	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	二度寝		
	バス停まで徒歩	バス停まで徒歩	バス停まで徒歩	バス停まで徒歩	バス停まで徒歩		起床	
10.00	A生活介護事業所	A生活介護事業所	A生活介護事業所	A生活介護事業所	A生活介護事業所	(母の迎え)	モーニング	
12.00						実家		
14.00							昼食	
16.00	帰宅	帰宅	帰宅	帰宅	帰宅			
		居宅介護(家事援助)			居宅介護(家事援助)			
18.00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	
20.00	TV	TV	TV	TV	TV	TV・入浴		
22.00	入浴	入浴	入浴	入浴	入浴		就寝	
	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝		
0.00								
2.00								
4.00								

週単位以外のサービス

サービス提供によって実現する生活の全体像

- ・本人とヘルパーさんと一緒に家事を行うことで、一つ一つの家事に見本とルールを得ることができる。それにより、本人の家事への不安と心配を減らすことを目標としていく。
- ・支援者が近くにいることで、不安や疑問、心配ごとと一緒に解決できる。
- ・心配ごとを減らすことができることで、心の安定を図ることができる。
- ・本人のイライラのタイミングをはかり、気持ちの切り替えの方法を、全ての支援者が共通の方法で支援することで、気持ちのコントロールを習得することを目的としていく。
- ・気持ちのコントロールができることで、他者との関係に於いてトラブルを減らすことができる

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件 ※平成27年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

重度障がい者（児）医療費助成制度について

健康保険証と福祉医療費受給者証提示で保険内診療分のみ助成（窓口無料）。県外医療機関受診時は一旦窓口で支払い、市に申請後口座に振り込み。

[対象者]

- ・ 身体障害者手帳 1～3級
- ・ 療育手帳 A1～B1
療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者
- ・ 精神保健福祉手帳 1～2級

*所得制限あり

各務原市の障がい者について

■各障害者手帳所持者の推移

1. 身体障害者手帳所持者の推移(単位:人)

年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
身体障害者手帳	6,643	5,707	5,814	5,889	5,913	5,966	6,071	5,995	5,439	5,509	5,538	5,471	5,351	5,363	5,229

※26年度に、21年度末～25年度末を修正(死亡者を削除)

※マイナンバー制度導入に伴い修正(転出者を削除)

2. 療育手帳所持者の推移(単位:人)

年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
療育手帳(知的)	830	883	925	968	986	1,029	1,070	1,106	1,160	1,218	1,264	1,298	1,327	1,381	1,422

3. 精神障害者手帳・精神通院医療受給者証所持者の推移(単位:人)

年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
精神障害者保健福祉手帳	473	551	624	671	724	796	910	905	961	1,061	1,173	1,288	1,384	1,500	1,581
精神通院医療	841	1,032	1,020	1,067	1,103	1,177	1,230	1,242	1,336	1,409	1,472	1,588	1,872	1,843	1,891

■計画相談児者数の推移(モニタリング含む)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
障がい者	2,274	2,471	2,509	2,788	2,861
障がい児	898	1,031	976	1,100	1,307
合計	3,172	3,502	3,485	3,888	4,168